

令和8年度

いじめ防止基本方針

大阪市立 南 中学校

本校において、いじめを防止するために以下の基本方針を設ける。

- I. いじめについての共通理解
- II. いじめの未然防止について
- III. いじめの早期発見について
- IV. いじめが起きた時の対応について

I. いじめについての共通理解

1. いじめの定義

いじめとは…

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、又は物理的な攻撃(インターネットによる攻撃も含む)を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。(いじめ防止対策推進法 第2条より)

尚、本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

- ※1 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあるものを指す。
- ※2 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ※3 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- ※4 けんか等を除く
- ※5 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。」

文部科学省のHPより

※4 補足…その行為がいじめに該当するかどうかについては、慎重に見極めることが必要である。

2. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑法法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ. いじめの未然防止について

1. いじめ防止委員会の設置

・目的・・・いじめの早期解決のための中心的な役割を担い、迅速かつ丁寧な対応を行うために、教職員が組織化されると共に、学校外の関係諸機関組織とも連携を図り、早期の問題解決に結び付ける。

・構成・・・校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、生活指導部長、養護教諭
スクールカウンセラー

・委員会の主な役割

- ①学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②ケース会議の実施
- ③いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ④いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への聞き取り、指導および支援の方針の決定、保護者との連携、関係諸機関との連携を行う。
- ⑤「いじめアンケート」の結果の検証

2. 日常の取り組み

(1) 集団活動・行事の充実

下記に示す行事活動において、各係生徒が中心やリーダーとなり主体的に取り組むことで、「やらされる」のではなく「やる」姿勢を身につけると共に、仲間を思いやる姿勢を身につける。

- 1) 一泊移住の取り組み(1,2年)
- 2) 体験学習の取り組み(全学年)
- 3) 修学旅行の取り組み(3年)
- 4) 体育大会の取り組み(全学年)
- 5) 百人一首大会の取り組み(1・2年)

(2) 生徒会活動の活性化

生徒会主体の活動を企画し、全校生共通の問題を提起することで、問題を共有すると共に、解決策を共有し、「自他主義」的な心を養う。特に、下記に挙げる活動を重点活動として位置付けて、本校の特色ある生徒会活動を実践する。

- 1) 委員会活動の活性化
- 2) ボランティア活動の実施
- 3) 体育大会生徒会企画の実施
- 4) 卒業生を送る会の実施

(3) 道徳教育及び人権教育の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の充実を図るものとする。特に、下記に挙げる活動を重点活動として位置付け、本校の特色ある道徳教育及び人権教育を行う。

- ①障がい者教育
- ②反戦平和教育
- ③性教育
- ④多文化共生理解教育

(4) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、はじめて正しい人権感覚を身に付けることができる。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。
- ②全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」の雰囲気づくりを推進するため、学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己肯定感・自己存在感の育成に努めるものとする。

(5) インターネット等におけるいじめ防止の啓発

- ①携帯・スマートフォン等の使用について保護者啓発や生徒対象の講話（例：警察や携帯電話各社などの関係機関による携帯安全教室）等を実施する。
- ②個人情報や、誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラル教育や指導を継続して行う。
- ③保護者に対しても、具体的な実態をもとに「家庭でのルールづくり」について、啓発文書を配布する。

(6) 情報収集の徹底

① 取り組み評価アンケートの実施

年3回程度、各学期の取り組みについての自己評価を行う。

② 教育相談活動の実施

年2回(5・8月頃)実施し、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにすると共に、「話す場」・「話せる場」を確保する。

Ⅲ. いじめの早期発見について

1. 早期発見のためのポイント

①早期発見の基本は、「変化に気づく」、「情報の共有」、「速やかな対応」。

②5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を得られた情報を日々集約し、場合によって関係者を招集して対応する。

③日々の当り前に行っていることを、意識的に行う・活用する。

④気軽に相談できる雰囲気づくり。

⑤暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」の場合は、速やかに止めることを最優先にする。

⑥学級担任等

・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

・休み時間、放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

⑦養護教諭

・保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

⑧生徒指導主事

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡視等の計画実施において、子どもが生活する場の異常の有無を確認。
- ・「いじめに関するアンケート」を年2回実施に定められた年数を保管する。

⑨管理職

- ・児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備。
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検。

2. 家庭・地域との連携

- ・ホームページ上での「いじめ防止基本方針」の掲示
- ・PTA 実行委員会、学校評議会での配布。協力を求める。
- ・学校だより・学年だよりの活用
- ・地域懇談会の活用

IV. いじめが起きた時の対応について

- 被害生徒から事実確認をする。(担任・学年)
- 加害生徒から事実確認をする。(担任・学年)
- 被害生徒に関する、ある程度公平な見方のできるクラス生徒に事実確認をする。
(担任・学年)
- 被害生徒・加害生徒の保護者に聴き取りした内容を伝え、今後の学校としての対応を伝える。(担任・学年)
- いじめの事実を認める。【事実認定】
- ⇒ **管理職、(生徒指導主事)に報告⇒教育委員会への報告**

- いじめの事実を認めない場合は、再度情報収集。(無記名でアンケート調査など)
- 被害生徒と加害生徒の事実確認した内容をすり合わせる。(担任・学年)
- 今後の指導方針について確認する。
(担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事・管理職)
- ※ 必要に応じて、いじめ防止委員会を設ける。
- 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者に来校を求める。(担任・学年)
- ※ 両保護者が鉢合わせにならないように配慮する。
- 事実確認した内容について説明をする。(担任・学年)
- 今後のことについて確認する。加害生徒に関して、状況、反省態度、被害程度等を考慮して、1日～数日の別室指導もありうる旨を保護者と本人に伝える。(担任・学年)
- 必要に応じて、関係諸機関(警察・子ども相談センター・サポートセンター)との連携を行う
(生徒指導主事)
- 別室指導(学年・生活指導部長・生徒指導主事)

- ※ 被害生徒のケア

- 加害生徒の様子・反省の度合いを見て、戻す日程を考える。
(担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事)
- 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者にこれまでの指導経過を説明する。(担任・学年)
- 被害生徒宅への謝罪。教師も必ず付き添う。(担任・学年・生徒指導主事)
- ※ 謝罪の場を学校で行うこともあります。
- 今後ない事を確認し、後日より入室させることを伝える。
(担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事)
- 入室
- 全教職員への報告、いじめ防止委員会にて検証